様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

　鮭川村長　　　　　　　様

申請者　住所

氏名

電話

令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書

　令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金を交付されるよう、鮭川村補助金等の適正化に関する規則第５条の規定及び令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

　なお、この申請書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

１　交付申請額　　　　　　　　円　（対象事業費　　　　　　　　　円）

２　工事概要

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 | 鮭川村大字 |
| 世帯要件 | □一般世帯　　　□子育て世帯□移住世帯　　　□新婚世帯 |
| 区分 | □新・生活様式対応□減災・部分補強　　　□寒さ対策・断熱化□バリアフリー　　　　□克雪化□県産木材　　　　　　□耐震改修□農業集落排水　　　　□空き家改修 |
| 建物の用途 | □専用住宅　□併用住宅　□付属建物□空き家住宅　　（　　　　　　　　　） |
| 建物の構造 | □木造　　　□その他 |
| 施工業者 | 住所氏名 |
| 工事期間 | 工事開始　　　　　年　　月　　日（予定）工事完了　　　　　年　　月　　日（予定） |

３　添付書類

　　　　□建築工事見積書（写し）

　　　　□建設工事図面又は計画書（写し）

　　　　□着工前カラー写真

　　　□税及び料等に関する証明書（様式第２号）

□暴力団排除に関する誓約書（様式第３号）

□工事点数の算出表（様式第４号）

□建築工事請負契約書（写し）（契約日は申請月日以前の日付とする）

□耐震改修　　昭和５６年５月３１日以前に着工されたことが分かる書類及び現況と耐震改修計画の上部構造評点が分かる書類

　　　　□子育て世帯　住民票（謄本）の写し（コピー不可）又は母子手帳の写し

　　　　□移住世帯　　住民票の写し（コピー不可）

　　　　□新婚世帯　　戸籍謄本の写し（法律婚）又は住民票の写し（事実婚）（いずれもコピー不可）

４　他の補助制度との併用　　他の補助制度との併用はありません。

※記入にあたっては、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）を使用しないこと。

様式第２号（第７条関係）

証　明　書

私及びその世帯員における下記納めるべき税・料等に関する納付状況について、未納はありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　別 | 項　　　目 |
| 税 | 村税 |
| 税 | 国民健康保険税（料） |
| 料 | 介護保険料 |
| 料 | 後期高齢者医療保険料 |
| 料 | 保育料 |
| 料 | 水道料 |
| 料 | 農業集落排水使用料 |
| 償還金 | 各種基金貸付償還金 |

なお、上記証明書を確認するにあたり、関係機関に照会することに同意します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

※記入にあたっては、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）を使用しないこと。

様式第３号（第７条関係）

暴力団排除に関する誓約書

私及びその世帯員は令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金を申請するにあたり、次の事項について誓約します。

１　私及びその世帯員は、暴力団員ではありません。

２　私及びその世帯員が暴力団員であるとき、補助金交付決定がなされなくても異議はあ

りません。

３　交付決定後に私及びその世帯員が暴力団員であることが判明した場合には、交付決定

を取り消されても異議はありません。

　　暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

　　　　　　　年　　月　　日

住　所

氏　名

※記入にあたっては、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）を使用しないこと。

|  |
| --- |
| 様式第４号（第７条関係） |
| 令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業　工事基準点算出表（チェックリスト） |
| 区分 | 番号 | 工事内容 | 基準点 | 数量 | 工事点 |
| 新・　生活様式対応 | 1-1 | 宅配ボックスを設置する工事又はモニター付きインターホンを設置する工事 | 5 | 点/箇所 | 　箇所 | 　　点 |
| 1-2 | 住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事 | 10 | 点/箇所 | 　箇所 | 　　点 |
| 1-3 | タッチレス水栓器具を設置する工事 | 5 | 点/箇所 | 　箇所 | 　　点 |
| 1-4 | 通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事 | 10 | 点/箇所 | 　箇所 | 　　点 |
| 1-5 | 自動開閉の窓又はドアを設置する工事 | 8 | 点/箇所 | 　箇所 | 　　点 |
| 1-6 | テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに改良する工事 | 10 | 点/箇所 | 　箇所 | 　　点 |
| 減災・　部分補強 | 2-1 | 住宅の既存部分の壁（幅90cm以上のものに限る）を筋交い等で補強する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 | 　 | 点 |
| 2-2 | 住宅の屋根又は２階以上の部分の重量を軽減する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 2-3 | 住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 2-4 | 主要構造部の柱を補強する工事または柱を増設する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 2-5 | 基礎の強度を上げる工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 2-6 | 柱、梁、筋交いの接合金物を増設する工事 | 5 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 寒さ対策・　断熱化 | 3-1 | やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事 | 10 | 点/工事 | 　 | 工事 | 　 | 点 |
| 3-2 | 外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事 | 5 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 3-3 | 熱交換換気システムを設置する工事 | 4 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 3-4 | 住宅の既存部分の外気に接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事 | 2 | 点/㎡ | 　 | ㎡ |  | 点 |
| 3-5 | 浴室、脱衣所、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房器具を設置する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| バリアフリー  | 4-1 | 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事 | 10 | 点/㎡ | 　 | ㎡ | 　 | 点 |
| 4-2 | 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 4-3 | 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当する工事 |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 浴室の床面積を増加させる工事 | 10 | 点/㎡ | 　 | ㎡ |  | 点 |
|  | (2) | 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (3) | 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 | 2 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (4) | 身体の洗浄を容易にする水洗器具の設置又は同器具に取り替える工事 | 3 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 4-4 | 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 便所の床面積を増加させる工事 | 10 | 点/㎡ | 　 | ㎡ |  | 点 |
|  | (2) | 便器を座便式のものに取り替える工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (3) | 座便式の便器の座高を高くする工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 4-5 | 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 長さ100cm以上の手すりを取り付けるもの | 2 | 点/m | 　 | m |  | 点 |
|  | (2) | 長さ100cm未満の手すりを取り付けるもの | 2 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 4-6 | 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む） |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 勝手口その他家屋に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの | 10 | 点/㎡ | 　 | ㎡ |  | 点 |
|  | (2) | (1)以外の部分の段差を解消するもの | 52 | 点/㎡又は点/箇所 | 　　　 | ㎡　箇所 |  | 点　点 |
| 4-7 | 住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 | 5 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (2) | 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 | 1 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (3) | 戸の戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ア | 戸に開閉のための動力装置を設置するもの | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  |  | イ | 戸を吊戸方式に変更するもの | 5 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  |  | ウ | ア及びイ以外のもの | 2 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 4-8 | 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 | 1 | 点/㎡ | 　 | ㎡ |  | 点 |
| 4-9 | エレベーターや階段用昇降設備の設置工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 | 　 | 点 |
| 克雪化 | 5-1 | 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事 | 2.5 | 点/箇所 | 　 | 箇所 | 　 | 点 |
|  | (2) | 雪止めを設置し、又は取り替える工事（累計5m未満）又は雪止めを設置し、又は取り替える工事（累計5m以上） | 5　10 | 点/箇所又は点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (3) | 固定式ハシゴを設置又は取り替える工事 | 5 | 点/階 | 　 | 階 |  | 点 |
| 5-2 | 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 屋根の勾配を大きくする工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (2) | 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (3) | 屋根に雪割板を設置する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 5-3 | 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 | 　 | 点 |
| 県産木材使用 | 6 | 住宅に県産木材を使用した工事 | 2.5 | 点/0.1㎥ | 　 | ㎥ | 　 | 点 |
| 耐震改修 | 7 | 耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事であって、工事後に評点1.0以上となるもの | 10 | 点/戸 |  | 戸 |  | 点 |
| 農業集落排水 | 8 | 汲み取りし尿槽又は、単独浄化槽・合併浄化槽から農業集落排水施設へ新規接続する工事 | 10 | 点/基 |  | 基 |  | 点 |
| 空き家改修 | 9 | 移住世帯が鮭川村空き家バンク制度に登録された空き家を改修する工事 | 10 | 点/件 |  | 件 |  | 点 |

※記入にあたっては、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）を使用しないこと。様式第５号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　申請者

　　　住所

　　　氏名　　　　　　　様

鮭川村長

令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金について、下記のとおり決定したので、鮭川村補助金等の適正化に関する規則第８条の規定及び令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

　（１）申請内容に基づき法令を遵守し、安全に工事を行うこと。

　（２）内容を変更し、又は取り下げようとするときは、令和５年度鮭川村住宅リフォー

ム総合支援事業費補助金変更交付申請書（様式第６号）、又は令和５年度鮭川村住宅

リフォーム総合支援事業費補助金取下げ承認申請書（様式第７号）を提出し、あら

かじめ、村長の承認を受けること。

　（３）偽りその他の不正な手段により交付を受けた場合は、交付決定を取り消し、補助

金の返還を求めることがある。

様式第６号（第９条第１項関係）

年　　月　　日

　鮭川村長　　　　　　　様

申請者　住所

氏名

電話

令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金変更交付申請書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

※記入にあたっては、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）を使用しないこと。

様式第７号（第９条第１項関係）

年　　月　　日

　鮭川村長　　　　　　　様

申請者　住所

氏名

電話

令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金取下げ承認申請書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金を取下げしたいので、下記のとおり申請します。

記

１　取下げの理由

２　取下げの内容

※記入にあたっては、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）を使用しないこと。

様式第８号（第９条第２項関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　申請者

　　　住所

　　　氏名　　　　　　　様

鮭川村長

令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金変更交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金の変更については、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第９号（第９条第２項関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　申請者

　　　住所

　　　氏名　　　　　　　様

鮭川村長

令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金取下げ承認通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金の取下げについては、下記のとおり承認します。

記

１　取下げの内容

様式第１０号（第１０条関係）

年　　月　　日

　鮭川村長　　　　　　　様

申請者　住所

氏名

電話

令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業建築工事完了報告書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定のあった令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業の建築工事が完了したので、鮭川村補助金等の適正化に関する規則第１４条の規定及び令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱第１０条の規定により、関係書類を添えて提出します。

　なお、提出した報告書の審査にあたり、本申請に関する個人情報等を関係機関に照会することについて同意します。

記

１　施工場所　　鮭川村大字

２　工事期間　　工事開始　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　工事完了　　　　年　　月　　日

３　添付書類

　（１）建築工事に要した費用に係る領収書の写し

（２）建築工事の施工写真（工事中及び工事完了後）

　（３）耐震改修の場合　耐震改修後の耐震診断に基づく上部構造評点が分かる書類

　（４）振込口座の通帳の写し

　（５）村長が必要と認めた書類（　　　　　　　　　　　　）

※記入にあたっては、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）を使用しないこと。

様式第１１号（第１１条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　申請者

　　　住所

　　　氏名　　　　　　　様

鮭川村長

令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付額確定通知書

　　　　年　　月　　日付けで工事完了届のあった令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金については、下記のとおりその額を確定したので、鮭川村補助金等の適正化に関する規則第１５条の規定及び令和５年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額　金　　　　　　　　円